

手数料に関する事項

採用が決定した場合には、本件業務の紹介手数料として理論年収の 35%を乙に支払うものとする。

なお、理論年収とは、当該内定者の内定通知書に記載される年収相当額をいうものとする。

株式会社バディデータ